

浄化槽機能保証制度 関 係 規 程 集

平成25年10月



公益社団法人北海道浄化槽協会

目 次

（全国浄化槽団体連合会関係）

浄化槽機能保証制度規約・・・・・・・・・・・・・・・・	1
浄化槽機能保証制度規約施行細則・・・・・・・・	9
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	55

（北海道浄化槽協会関係）

北海道浄化槽機能保証制度規約・・・・・・・・	57
北海道浄化槽機能保証制度実施要綱・・・・・・・・	60
北海道地方保証制度審査委員会委員会運営要領・・・・・・・・	63
浄化槽機能保証制度の一部改正について （北浄協第 39 号平成 25 年 9 月 27 日 公益社団法人北海道浄化槽協会会長）・・・・	65

（参考資料）

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領及び施行細則（一部抜粋）・・・・・・・・	67
小型合併処理浄化槽機能保証制度の活用について （衛浄第 24 号平成 5 年 6 月 14 日 厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備課浄化槽対策室長）・・・・	68
小型合併処理浄化槽の機能保証制度について （衛浄第 13 号平成 12 年 3 月 24 日 厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備課浄化槽対策室長）・・・・	69
小型合併処理浄化槽の機能保証制度について （環廃対第 109 号平成 15 年 2 月 14 日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室長）・・・・	69

全国浄化槽団体連合会関係

浄化槽機能保証制度

関係規程（七訂版）

平成25年10月1日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

目 次

1. 淨化槽機能保証制度規約	1
2. 淨化槽機能保証制度規約施行細則	9
3. 参考資料	5 5

浄化槽機能保証制度規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、当該機能異常の原因をもたらした者（以下「原因者」という。）が特定できるときは当該原因者による機能の正常化のために必要な措置を確保するとともに、原因者が特定できないときは一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）及びその正会員である団体（以下「会員団体」という。）が必要に応じた措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(制度の名称)

第2条 前条の制度の名称は、浄化槽機能保証制度（以下「保証制度」という。）とする。

(保証制度の実施主体)

第3条 保証制度は、全浄連及び会員団体が実施するものとする。

(保証制度の対象となる浄化槽)

第4条 保証制度による保証の対象となる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）の定める「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、設置整備事業等により設置され、全浄連が保証のための登録を行ったもの（以下「保証登録浄化槽」という。）とする。

2 前項にいう浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

(保証の対象となる機能異常)

第5条 保証制度による保証は、浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査等において、施工上の瑕疵により、保証登録浄化槽の機能に異常があると判定された場合に行うものとする。ただし、その機能の異常が施行細則に掲げる免責事項のいずれかに該当する場合には、保証制度による保証は行わないものとする。

(保証制度に基づく措置)

第6条 機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて原因者、会員団体又は全浄連が講ずる措置は、当該保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置であって施工上の瑕疵の修補に係るものとする。

(保証制度による保証の期間)

第7条 保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。
ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

(措置に要する費用の負担)

第8条 第6条に規定する措置に要する費用は、原因者が特定される場合には当該原因者の負担とし、原因者が特定されない場合及び原因者による費用負担が著しく困難な場合には、第12条に基づき設置される機能保証制度事業運営特定資産により全浄連が負担するものとする。

ただし、当該保証登録浄化槽の機能の異常について、施工に関わった者以外の者にも原因があると判定される場合には、その程度に応じ、全浄連からこれらの者に対する求償を行うことを妨げない。

2 前項の全浄連が負担する額の限度額は別に定めるものとする。

3 設置者が原因者から修補を受けることができる場合に、全浄連が機能保証制度事業運営特定資産により修補したときは、全浄連はその支出した機能保証制度事業運営特定資産の額を限度として、かつ設置者の権利を害さない範囲で、設置者が原因者に対し有する権利を代位取得するものとする。

第2章 保証登録

(保証登録の申請)

第9条 浄化槽の保証登録は、当該浄化槽の設置等の工事を行う者（以下「浄化槽工事業者」という。）の申請に基づき、全浄連が行うものとする。

2 保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は、保証登録申請書又は全浄連が承認した登録申請方法により、保証登録料を添えて、当該浄化槽が設置される都道府県の会員団体に申請しなければならない。

3 申請を受けた会員団体は、申請事項を確認の上これを受理し、保証登録証を当該浄化槽工事業者に交付するとともに、申請電子データ等を全浄連に送信または送付し、あわせて保証登録基数に応じた保証登録料を全浄連に提出しなければならない。

4 会員団体は前項の申請書を11年間保存しなければならない。

5 会員団体は、申請書を受理するに際し、当該浄化槽工事業者による浄化槽工事の状況及び保証制度に基づく修補等の措置の状況に鑑み、必要な指導を行うことができるものとする。

(保証登録)

第10条 全浄連は、会員団体から申請電子データ等の送信または送付があったときは、遅滞なく、当該申請電子データ等に係る浄化槽を保証登録浄化槽として登録しなければならない。

(市町村等への報告)

第11条 会員団体から保証登録証の交付を受けた浄化槽工事業者は、設置整備事業に係る浄化槽の場合は当該保証登録証を、当該浄化槽の設置場所における市町村又は一部事務組合等に必要に応じて提出し、当該浄化槽設置者に交付しなければならない。

第3章 機能保証制度事業運営特定資産

(機能保証制度事業運営特定資産の設置)

第12条 第6条に規定する措置のうち、原因者が特定できない場合及び原因者による費用の負担が著しく困難な場合に講じられる措置に要する費用並びに保証制度の運営に要する費用の支払に充てるため、全浄連に機能保証制度事業運営特定資産を設ける。

(機能保証制度事業運営特定資産の造成)

第13条 機能保証制度事業運営特定資産は、浄化槽工事業者が会員団体を通じて拠出する保証登録料の一部及び全浄連の出捐等により造成する。

(保証登録料)

第14条 保証登録料は、全浄連総会において定める。

(機能保証制度事業運営特定資産等の経理)

第15条 機能保証制度事業運営特定資産及び保証登録事務に係る経理を行うため、他の事業と機能保証制度事業運営特定資産を区分する。

第4章 会員団体による保証の業務

(地方保証制度審査委員会)

第16条 会員団体は、その所在する都道府県の区域内に設置される保証登録浄化槽について保証の業務を行うものとする。

2 会員団体は、前項の業務に係る審査等を行うため、地方保証制度審査委員会（以下「地方審査委員会」とする。）を設置するものとする。

3 地方審査委員会の委員の構成は原則として次のとおりとし、委員は会員団体の長がそれぞれ1名以上委嘱するものとする。

一 浄化槽法第57条に基づき指定された者（以下「指定検査機関」という。）を代表する者

二 浄化槽製造業者を代表する者

三 浄化槽工事業者を代表する者

四 浄化槽保守点検業者を代表する者

五 浄化槽清掃業者を代表する者

六 学識経験者

4 地方審査委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理し、地方審査委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会員団体による保証の業務)

第17条 会員団体の長は、保証登録浄化槽の設置者若しくは管理者又は当該浄化槽を管轄する都道府県知事、市町村長若しくは一部事務組合管理者から、第5条に規定する原因により、当該浄化槽の機能に異常があるとして保証の申立てがあった場合には、事務的事前審査を行った上で、必要に応じこれを地方審査委員会に付託するものとする。

2 地方審査委員会は、前項の付託を受けた場合、当該申立てのあった浄化槽の機能の異常が第5条に規定する原因に起因するか否かの審査、及び該当する場合にはその原因者を特定するために必要な審査を行い、その結果を当該浄化槽の機能の正常化のために講ずるべき措置の内容についての意見と共に、委員長を通じ会員団体の長に報告するものとする。

3 会員団体の長は、前項の報告に基づき、申立てに係る浄化槽の機能の異常が第5条に規定する原因によるものではないと判定する場合は、その理由を附して、当該申立て者に通知しなければならない。

4 会員団体の長は、第2項の報告に基づき、原因者が特定できる場合には、当該原

因者に対し、当該浄化槽の機能の正常化のために講ずべき措置の内容について指示するものとする。

5 会員団体の長は、当該原因者に対し、前項の指示に基づく措置の実施状況について報告を求め、必要に応じ、地方審査委員会に通知するものとする。

6 会員団体の長は、原因者が特定できないと判定する場合若しくは原因者により措置を講ずることが著しく困難である場合で当該浄化槽の機能正常化に要する費用が別に定める基準額の1/2以内が予定される場合、当該浄化槽の機能正常化のための必要な措置を講じられるよう、修補額の決定を行い、修補に係る工事を含む措置を実施するものとする。

7 第4項の指示を受けた者は、当該指示に不服がある場合には、会員団体の長に対し、全浄連による審査の申立てを行うよう求めることができる。

8 会員団体の長は、第3項及び第4項に係る判定内容並びに第5項及び第6項の措置内容を機能保証制度委員会委員長に報告するとともに第6項の修補額を全浄連会長に請求するものとする。

9 会員団体の長は、原因者が特定できないと判定する場合若しくは原因者により措置を講ずることが著しく困難である場合で当該浄化槽の機能正常化に要する費用が別に定める基準額の1/2超が予定される場合又は第7項の求めがある場合には、必要な資料を添えて、全浄連による審査の申立てを行うとともに、当該申立に係る浄化槽について生活環境の保全上又は公衆衛生上当面必要とされる措置を講じなければならない。

第5章 全浄連における保証の業務

(中央保証制度審査委員会)

第18条 全浄連は、前条第9項に基づき会員団体の長から審査の申立てがあった場合には、当該浄化槽について保証の業務を行うものとする。

2 全浄連は、前項の業務に係る審査等を行うため、中央保証制度審査委員会（以下「中央審査委員会」という。）を設置するものとする。

3 中央審査委員会の委員の定数は6名とし、その構成は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| 一 指定検査機関を代表する者 | 1名 |
| 二 浄化槽製造業者を代表する者 | 1名 |
| 三 浄化槽工事業者を代表する者 | 1名 |
| 四 浄化槽保守点検業者を代表する者 | 1名 |
| 五 浄化槽清掃業者を代表する者 | 1名 |
| 六 学識経験者 | 1名 |

- 4 委員は全浄連会長が委嘱する。
- 5 中央審査委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。
- 6 委員長は、会務を総理し、中央審査委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。
- 8 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(全浄連による保証の業務)

第19条 全浄連会長は、会員団体の長から第17条第9項に基づく審査の申立てがあった場合には、これを中央審査委員会に付託するものとする。

2 中央審査委員会は、前項の申立てについて必要な審査を行い、その結果を委員長を通じ全浄連会長に報告するものとする。

3 全浄連会長は、前項の報告に基づき、原因者が特定でき、かつ当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置を講じ得ると判定する場合は、当該原因者により必要な措置が講じられるよう会員団体の長に指示するものとし、指示を受けた会員団体の長は、当該原因者に対し、これを指示するものとする。

4 全浄連会長は、原因者が特定できないと判定する場合又は原因者により措置を講ずることが著しく困難であると判定された場合は、当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置が講じられるよう機能保証制度事業運営特定資産の支出決定額とともに会員団体の長に指示するものとする。

5 全浄連会長は、会員団体の長に対し、第17条6項並びに前2項の指示に基づく措置の実施状況の報告を求め、必要に応じ、中央審査委員会に通知するものとする。

6 全浄連会長は、必要に応じて中央審査委員会に地方審査委員会の審査内容について調査を命じることができる。

第6章 全浄連及び会員団体の行う事業

(全浄連及び会員団体の行う事業)

第20条 全浄連及び会員団体は保証制度の啓発、普及を図るため、あるいは浄化槽の信頼性の向上に資するために必要な次の事業を行うことができるものとする。

- 一 浄化槽保証制度機能維持安定化助成事業
- 二 大規模地震被害実態調査費等事業
- 三 その他必要な事業

2 前項の事業にかかる経費は保証制度に係る経理（機能保証制度事業運営特定資産

を除く)より支出する。

第7章 雑則

(指示に従わない場合の措置)

第21条 会員団体の長は、原因者として特定された者が、第17条第4項又は第19条第3項の指示に従わず、これにより保証制度に対する信頼が損なわれるおそれがあると判断するときは、地方審査委員会の意見を聴き、都道府県知事、市町村長若しくは一部事務組合管理者への通告その他の必要な措置を講ずることができるものとする。

(全浄連及び会員団体の責務)

第22条 全浄連及び会員団体は、保証制度が全国的に適正かつ円滑に運営できるよう、指定検査機関、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との連絡を密にすると共に、必要な実施体制を整備し、相互の連携協力を行わなければならない。

(協力の要請)

第23条 全浄連は、保証制度の運営に関し、全浄協等関係団体に対し、必要な協力の要請を行うことができる。

(会員団体による保証の特例)

第24条 会員団体は、その所在する都道府県の区域に設置される浄化槽について、この規約に定める保証業務の他、機能保証に係る制度等について、全浄連の了解のうえ実施することができる。

(規約の変更)

第25条 この規約は、理事会において出席理事の過半数の議決を経なければ変更することができない。

(その他)

第26条 その他この規約に定めのない事項については、全浄連会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成５年７月１日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成６年５月１８日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成１４年１０月１日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成１９年５月２４日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成２５年６月１９日から施行する。ただし、規約第８条第１項、同条第３項、第１２条、第１３条、第１５条、第１９条第４項、第２０条第２項は、平成２５年４月１日から施行する。

なお、規約第７条、第８条第２項、第９条第４項は、平成２５年１０月１日以降第９条第１項により登録された浄化槽について適用する。また、平成２５年９月３０日以前に登録された浄化槽については、従前の規約によるものとする。

浄化槽機能保証制度規約施行細則

(目的)

第1条 この細則は、浄化槽機能保証制度規約（以下「規約」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(機能異常に係る免責事項)

第2条 規約第5条にいう免責事項は別表1のとおりとする。

- 2 製造上の瑕疵によるが、当該製造業者の倒産等により、浄化槽工事業者が責任を問われた場合は免責事項から除くものとする。

(保証制度に基づく措置の範囲及び限度額)

第3条 規約第6条による浄化槽の機能の正常化のための措置は、原状回復に係るものに限るものとし、これを超える工事分は含まないものとする。

- 2 規約第8条第2項に定める1基当たりの限度額は、「別表第7 環境省循環型社会形成推進交付金交付要綱」の「2 基準額」欄に定められた額とする。

(保証期間の起算日)

第4条 規約第7条にいう保証登録浄化槽の使用開始の日は、浄化槽工事業者が申請書に記載した使用開始日とする。ただし、使用開始起算日の変更は登録時の使用開始日から1年以内の場合は認めるものとする。変更の届出は電気・ガス・水道等により公的に立証しなければならない。

- 2 前項の使用開始日変更の届出は、様式第1号により行うものとする。
届出は電子データの送信により行うこともできる。
- 3 会員団体から全浄連への届け出は、電子データ等の送信または送付により行う。
但し、電気・ガス・水道等の立証資料は会員団体で保管する。

(保証登録申請書用紙の交付)

第5条 全浄連は、規約第9条第2項に定める保証登録申請書(様式第2号)用紙を作成し、会員団体に交付するものとする。

(保証登録申請方法)

第6条 保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は会員団体より交付を受けた申請書に必要事項を記載し、保証登録料を添えて、当該浄化槽が設置される都道府県の会員団体に申請しなければならない。

- 2 会員団体は前項の保証登録申請書用紙に代わる電子化等による登録を全浄連の承認を得て行うことができる。その場合別表2の保証登録項目を満足するものでなければならない。

(申請書の受理等)

第7条 全浄連は、規約第9条第3項に基づき会員団体から提出された申請電子データ(別表3)等を受理し、都道府県ごとに11年間保存する。会員団体から全浄連への申請電子データ等の送信または送付は登録日から1か月以内に行うものとする。

- 2 全浄連は、規約第9条第3項に基づき会員団体から納付された保証登録料の入金を確認し、機能保証制度事業運営特定資産帳簿に記載する。
- 3 会員団体から全浄連への保証登録料の納付は原則として1か月単位とし、3か月をこえてはならない。

(登録、登録の変更)

第8条 全浄連は規約第10条に定める登録に基づき、当該会員団体に登録受理通知(別表4)を送信または送付するものとする。登録受理通知は会員団体からのデータ等の受信または受理から1か月以内に行うものとする。

- 2 規約第10条の登録の日は、会員団体が保証登録証を浄化槽工事業者に交付した日とする。
- 3 会員団体は前条第1項に定める申請電子データ等に係る項目の変更がある場合、登録変更報告書(様式第3-1号)を電子データ等により全浄連に対して行うものとする。

(保証登録の中止・休止、保証登録料の返還)

第9条 浄化槽工事業者より当該手続きに係る工事を施工しない旨等の届け出がなされた場合、又は会員団体の長が当該保証登録を休止する決定をした場合、会員団体は登録中止・休止報告(様式第3-2号)を全浄連会長に提出しなければならない。

- 2 全浄連は会員団体からの登録変更報告・登録中止報告を受けた場合、登録変更・中止・休止受理通知(様式第3-3号)を会員団体に送付しなければならない。
- 3 全浄連は、保証登録料について、登録中止に係る場合及び会員団体の申し出を機能保証制度委員会が適当であると認めた場合には、使用開始日より1年以内を限度として、会員団体に返還するものとする。

(地方保証制度審査委員会の審査)

第10条 地方保証制度審査委員会(以下「地方審査委員会」とする。)委員長は、会員団体の長より審査を付託された場合は、速やかに地方審査委員会を召集するものとする。

- 2 地方審査委員会が規約第17条第2項の規定に基づき行う審査は、別に定める地方審査委員会審査基準(別表5-2)によるものとする。

(会員団体による保証の業務)

第11条 規約第17条第1項に定める保証の申立ては保証申立書(様式第4号)により行うものとする。国庫補助対象外の浄化槽については適正工事を証する写真・図面等、倒産等案件については、その状況を示す文書を添付しなければならない。

ただし、国庫補助対象の浄化槽については、適正工事を証する写真・図面等の添付は不要とする。

- 2 規約第17条第1項に定める会員団体による事務的事前審査は審査基準(別表5-1)により行うものとし、審査の結果を会員団体の長に審査報告書(様式第5-1号)により報告する。
- 3 会員団体の長は、事務的事前審査報告書により、修補の対象外の場合は申立者に修補対象外通知書(様式第6-1号)により通知する。審査対象の場合は、地方審査委員会に審査を付託する。
- 4 規約第17条第2項に定める地方審査委員会の審査は、規約第5条のただし書きに該当する場合、原因者が特定できる場合、原因者が特定できない場合若しくは原因者により措置を講じることが著しく困難である場合について判定するものとし、その結果について会員団体の長に審査報告書(様式第5-2号)を提出しなければならない。
- 5 規約第17条第3項に定める申立て者への通知は修補対象外通知書(様式第6-2号)により行うものとする。
- 6 規約第17条第4項、同19条第3項に係る当該原因者への指示は修補指示書(様式第7-1号)により行うものとする。
- 7 会員団体の長は規約第17条第6項に基づき、会員又は保証制度登録業者から修補積算基準(別表6)に基づく工事見積を取得して修補額を決定する。申立者に修補決定通知書(様式第8-1号)により通知するとともに会員または保証制度登録業者に修補に係る工事を発注する。
- 8 規約第17条第4項及び第6項、同第19条第3項及び第4項に係る措置・修補工事を完了した工事業者は、修補完了報告書(様式第9-1号)を会員団体の長に提出しなければならない。なお、同第17条第6項及び第19条第4項の原因者不特定の場合で国庫補助対象浄化槽については、工事業者は適正工事確認書(様式第10号)及び浄化槽設備士の適正工事確約書(様式第11号)を添付しなければならない。
それを受けて、会員団体の長は修補確認台帳(様式第12号)に記載するものとする。
- 9 規約第17条第6項及び第9項の別に定める基準額とは循環型社会形成推進交付金交付要綱(別表7)によるものとする。
- 10 規約第17条第7項に定める不服申し立ては不服申立書(様式第13号)によるものとし、会員団体の長は審査申立書(様式第14号)に不服申立書及び地方審査委員会の審査報告書(様式第5-2号)を添付し全浄連会長へ送付する。
- 11 規約第17条第8項に定める機能保証制度委員会委員長への報告は、同条第3項に係る判定内容については、審査報告書(様式第5-3号)により、同条第4項及び第5項に係る措置については、審査報告書(様式第5-3号)及び、修補完了報告書(様式第9-2号)により行う。同条第6項に係る措置については、審査報告書(様式第5-3号)の他、修補費積算書又は見積書及び修補決定通知書(様式第8-1号)の写しを添付するとともに、措置・修補額を全浄連会長に請求する。
- 12 規約第17条第9項に定める全浄連への審査申立ては審査申立書(様式第14

号)により行い、必要資料として、保証申立書(様式第4号)及び審査報告書(様式第5-2号)の写し、更に会員団体による当面の対応措置の内容及び修補積算基準(別表6)による修補費積算書を添付するものとする。また、不服申立の場合には不服申立書(様式第13号)を添付するものとする。

- 13 規約第17条第8項に基づき会員団体の長よりの修補額の請求を受けた全浄連会長は、機能保証制度委員長の確認のうえ、機能保証制度事業運営特定資産より会員団体の長への支払いを行い、修補確認台帳(様式第12号)に記載するものとする。

(中央保証制度審査委員会の審査)

- 第12条 中央保証制度審査委員会(以下「中央審査委員会」という。)委員長は、全浄連の会長より審査を付託された場合は、速やかに中央審査委員会を召集するものとする。
- 2 中央審査委員会が規約第19条第2項の規定に基づき行う審査は、別に定める「中央保証制度審査委員会運営要領」によるものとする。

(全浄連による保証の業務)

- 第13条 規約第19条第2項の報告を受けて全浄連会長は機能保証制度委員会委員長に審査結果を通知する。
- 2 規約第19条第3項に定める全浄連会長からの会員団体の長への指示は、修補指示書(様式第7-2号)による。
 - 3 規約第19条第4項に定める全浄連会長からの会員団体の長への指示は、修補決定通知書(様式第8-2号)によるものとし、会員団体の長から申立者への通知は修補決定通知書(様式第8-1号)によるものとする。会員団体の長は修補に係る工事を含む措置を実施する。
国庫補助対象外浄化槽については、適正工事確認書(様式第10号)、浄化槽設備士の適正工事確約書(様式第11号)及び証拠写真を添付し、全浄連会長に提出する。
 - 4 会員団体の長は規約第19条第4項による全浄連会長よりの機能保証制度事業運営特定資産の支出決定額を全浄連会長宛てに請求する。全浄連会長は機能保証制度委員会委員長の確認を受けて会員団体の長へ支払う。同第19条第5項の報告は、同第17条第8項以外のものとする。
 - 5 規約第19条第6項に定める中央審査委員会の調査報告を受けて、全浄連会長は機能保証制度委員会委員長に通知するとともに、必要に応じて会員団体に指示、命令等を行うことができる。

(その他)

- 第14条 この細則に定めのない事項については、全浄連の会長が定めるものとする。

附 則 この細則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 2 3 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 2 5 年 6 月 1 9 日から施行する。ただし、細則第 7 条第 2 項、第 1 1 条第 1 3 項、第 1 3 条第 4 項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、細則第 3 条第 2 項は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降規約第 9 条第 1 項により登録された浄化槽について適用する。また、平成 2 5 年 9 月 3 0 日以前に登録された浄化槽は、従前の細則によるものとする。

使用開始日変更届出書

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 御中
 ○○法人 ○○県浄化槽協会 御中

工事業者名

㊞

下記のとおり変更になりましたので、変更を立証する資料を添えて使用開始日の変更の届出をいたします。

記

1. 全浄連保証登録番号

				—			—							
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

2. 保証登録申請日

平成

--	--

年

--	--

月

--	--

日

3. 変更内容

(1) 変更前使用開始年月日

平成

--	--

年

--	--

月

--	--

日

(2) 変更後使用開始年月日

平成

--	--

年

--	--

月

--	--

日

4. 添付書類 使用開始年月日の変更を立証する資料

保証登録申請書

全浄連・各県協会用

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会会長 殿
各都道府県協会会長

※全 浄 連 保 証 登 録 番 号											

浄化槽機能保証制度に基づき、裏面に記載の事項を承諾の上、下記の浄化槽の保証登録を申請いたします。

【保証登録申請日】

保 証 登 録 申 請 日	平成	年	月	日
---------------	----	---	---	---

【申請者】

工 事 業 者	氏名又は名称				
	住 所				
	電話番号	—	—	浄化槽工事業登録(届出)番号	

【申請内容】

設 置 者	フリガナ					
	氏 名					
	住 所	〒	—			
建 物	設置場所	〒	—			
	建築用途		使用予定人数	人	処理対象人員	人
市 町 村	名 称		国庫補助対象区分	対 象 ・ 対 象 外		
浄 化 槽	全浄協登録番号		登 録	平成	年	月 日
	名 称				人槽	人槽
製 造 業 者	名 称					
検 査 機 関	名 称					
工 事 完 了	平成	年	月	日	使用開始	平成 年 月 日

【登録確認】

※登 録 確 認 年 月 日	平成	年	月	日
※	確認者			

※確 認 印

※印欄は、記入しないでください。

裏面

浄化槽機能保証制度に基づく保証登録申請にあたっての承諾書

申請者は本保証制度に基づき浄化槽の保証登録を申請するにあたり、下記の事項を承諾します。

1. 本保証（申請）書の対象となる浄化槽の設置工事に際しては、浄化槽法等を遵守することは勿論のこと、十分に注意を払い、良心的な工事を行うこと。
2. 当該浄化槽において発生した施工の瑕疵による事故について、都道府県協会から修補を行うよう指示等があった場合には、浄化槽機能保証制度規約に従い、直ちに当該浄化槽の機能を正常にするための修補工事を自らの負担により実施すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

保 証 登 録 証

申請者用

工 事 業 者 （ 申 請 者 ） 殿

※全 浄 連 保 証 登 録 番 号											
					-					-	

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【保証登録申請日】

保 証 登 録 申 請 日	平成	年	月	日
---------------	----	---	---	---

【申請者】

工 事 業 者	氏名又は名称				
	住 所				
	電話番号	—	—	浄化槽工事登録(届出)番号	

【申請内容】

設 置 者	フリガナ						
	氏 名						
	住 所	〒	—				
建 物	設置場所	〒	—				
	建築用途			使用予定人数	人	処理対象人員	人
市 町 村	名 称			国庫補助対象区分		対 象 ・ 対 象 外	
浄 化 槽	全浄協登録番号				登 録	平成	年 月 日
	名 称					人槽	人槽
製 造 業 者	名 称						
検 査 機 関	名 称						
工 事 完 了	平成	年	月	日	使用開始	平成	年 月 日

【登録確認】

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長		
※登録確認年月日	平成 年 月 日	
※	確認者	

※証明印

※印欄は、記入しないでください。

裏面

浄化槽機能保証制度に基づく保証登録申請にあたっての承諾書（写）

申請者は本保証制度に基づき浄化槽の保証登録を申請するにあたり、下記の事項を承諾します。

- 1．本保証（申請）書の対象となる浄化槽の設置工事に際しては、浄化槽法等を遵守することは勿論のこと、十分に注意を払い、良心的な工事を行うこと。
- 2．当該浄化槽において発生した施工の瑕疵による事故について、都道府県協会から修補を行うよう指示等があった場合には、浄化槽機能保証制度規約に従い、直ちに当該浄化槽の機能を正常にするための修補工事を自らの負担により実施すること。

保 証 登 録 証

設置者用

設 置 者 殿

※全 浄 連 保 証 登 録 番 号											

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【保証登録申請日】

保 証 登 録 申 請 日	平成	年	月	日
---------------	----	---	---	---

【申請者】

工 事 業 者	氏名又は名称				
	住 所				
	電話番号	—	—	浄化槽工事登録(届出)番号	

【申請内容】

設 置 者	フリガナ						
	氏 名						
	住 所	〒	—				
建 物	設置場所	〒	—				
	建築用途			使用予定人数	人	処理対象人員	人
市 町 村	名 称			国庫補助対象区分	対 象 ・ 対 象 外		
浄 化 槽	全浄協登録番号			登 録	平成	年	月 日
	名 称				人槽	人槽	
製 造 業 者	名 称						
検 査 機 関	名 称						
工 事 完 了	平成	年	月	日	使用開始	平成	年 月 日

【登録確認】

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長		
※登録確認年月日	平成 年 月 日	
※	確認者	

※証明印

※印欄は、記入しないでください。

浄化槽機能保証制度に基づく保証の内容

表面記載の保証登録浄化槽は下記の事項が保証されております。

1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

3. 対象となる機能異常

保証制度による保証は、施工上の瑕疵により、保証登録浄化槽の機能異常があると判定された場合に行うものとする。ただし以下の場合、含まないものとする。

- (1) 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の瑕疵による場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- (3) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- (4) 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- (5) 保証登録浄化槽の瑕疵によらない自然の消耗・摩滅・さび・かび・変質・変色その他類似の事由による場合
- (6) 保証登録浄化槽の設置者の指図に対し浄化槽工事業者がその不適当なことを指摘したにもかかわらず設置者が採用させた施工方法若しくは資材に瑕疵があった場合

4. その他

設置者が原因者から修補を受けることができる場合に、全浄連が機能保証制度事業運営特定資産により修補したときは、全浄連はその支出した機能保証制度事業運営特定資産の額を限度として、かつ設置者の権利を害さない範囲で、設置者が原因者に対し有する権利を代位取得するものとする。

機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて全浄連が講ずる措置で全浄連が負担する額の1基当たりの限度額は、浄化槽機能保証制度規約施行細則に定められた額とする。

保証の申立て

前各号に該当する場合は、表面に記載されている浄化槽協会にお申し出下さい。

保 証 登 録 証

市町村用

市 町 村 長 殿

※全 浄 連 保 証 登 録 番 号											
					-					-	

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【保証登録申請日】

保 証 登 録 申 請 日	平成	年	月	日
---------------	----	---	---	---

【申請者】

工 事 業 者	氏名又は名称					印
	住 所					
	電話番号	—	—	浄化槽工事登録(届出)番号		

【申請内容】

設 置 者	フリガナ						
	氏 名						
	住 所	〒	—				
建 物	設置場所	〒	—				
	建築用途			使用予定人数	人	処理対象人員	人
市 町 村	名 称			国庫補助対象区分	対 象 ・ 対 象 外		
浄 化 槽	全浄協登録番号				登 録	平成	年 月 日
	名 称					人槽	人槽
製 造 業 者	名 称						
検 査 機 関	名 称						
工 事 完 了	平成	年	月	日	使用開始	平成	年 月 日

【登録確認】

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長		
※登録確認年月日	平成 年 月 日	
※	確認者	

※証明印

※印欄は、記入しないでください。

浄化槽機能保証制度に基づく保証の内容

表面記載の保証登録浄化槽は下記の事項が保証されております。

1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

3. 対象となる機能異常

保証制度による保証は、施工上の瑕疵により、保証登録浄化槽の機能異常があると判定された場合に行うものとする。ただし以下の場合、含まないものとする。

- (1) 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の瑕疵による場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- (3) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- (4) 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- (5) 保証登録浄化槽の瑕疵によらない自然の消耗・摩滅・さび・かび・変質・変色その他類似の事由による場合
- (6) 保証登録浄化槽の設置者の指図に対し浄化槽工事業者がその不適当なことを指摘したにもかかわらず設置者が採用させた施工方法若しくは資材に瑕疵があった場合

4. その他

設置者が原因者から修補を受けることができる場合に、全浄連が機能保証制度事業運営特定資産により修補したときは、全浄連はその支出した機能保証制度事業運営特定資産の額を限度として、かつ設置者の権利を害さない範囲で、設置者が原因者に対し有する権利を代位取得するものとする。

機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて全浄連が講ずる措置で全浄連が負担する額の1基当たりの限度額は、浄化槽機能保証制度規約施行細則に定められた額とする。

保証の申立て

前各号に該当する場合は、表面に記載されている浄化槽協会にお申し出下さい。

保 証 登 録 変 更 報 告 書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 御中
 ○○法人 ○○県浄化槽協会 御中

工事業者名

印

下記のとおり変更になりましたので、保証変更の報告をいたします。

記

1. 全浄連保証登録番号

				—															
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 保証登録申請日

平成

--	--

年

--	--

月

--	--

日

3. 変更内容

(1) 項目

--

(2) 変更前

--

(3) 変更後

--

保証登録中止・休止報告

平成 年 月 日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 御中
〇〇法人 〇〇県浄化槽協会 御中

工事業者名

印

下記の保証登録の{ 中止 ・ 休止 }を報告いたします。

記

1. 全浄連保証登録番号

				-										
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 保証登録申請日

平成

--	--

年

--	--

月

--	--

日

様式第 3－3 号

平成 年 月 日

〇〇法人 〇〇県浄化槽協会 御中

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

登 録 変 更 ・ 中 止 受 理 通 知

標記について、機能保証制度規約施行細則第 9 条第 2 項に基づき、下記のとおり通知致します。

記

1. 登録変更・中止受理年月 平成〇〇年〇〇月分

2. 受理内容

☐ 登録変更報告 〇〇 件

☐ 登録中止報告 〇〇 件

保 証 申 立 書

会員団体の長

殿

この度、浄化槽機能保証制度に基づき、下記の浄化槽の機能異常について保証申立てをいたします。

〔申立者〕

申 立 年 月 日	平成 年 月 日
申 立 者	氏 名 住 所 電 話 印

〔申立内容〕

設 置 場 所	
設 置 者 氏 名	
保 証 登 録 番 号	
工 事 業 者	
製 造 業 者	
保 守 点 検 業 者	
清 掃 業 者	
使用開始年月日	平成 年 月 日
機能異常の状況	
別添資料記載欄	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

事務的事前審査報告書

年 月 日

会員団体の長

殿

会員団体事務局

浄化槽機能保証制度の別紙保証申立書に基づき、審査結果を報告致します。

審 査 項 目		審 査
1	事務的事前審査	
1－1	全浄協登録浄化槽確認	
1－2	全浄連保証登録浄化槽確認	
1－3	全浄連保証期間確認	
1－4	法定検査不適事項確認	
1－5	保守点検記録票不適事項確認	
1－6	建築物・施設の用途変更有無確認	
1－7	設計上等浄化槽規模の確認	
1－8	浄化槽法使用準則違反有無確認	
1－9	維持管理上の作業等業務不適有無確認	
2	補助対象工事有無確認	

上記審査の結果、「審査対象 ・ 修補対象外」と判定し、報告致します。

様式第 5 - 2 号

地方審査委員会審査報告書

年 月 日

会員団体の長

殿

地方審査委員会
委員長

浄化槽機能保証制度の別紙保証申立書に基づき、審査の結果、「修補対象・修補対象外」と判定し、報告致します。

1. 審査基準該当項目

2. 審査に対する所見

※規約第 5 条の免責事項に該当する場合は、2 に記入すること

地方審査委員会審査報告書

年 月 日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
機能保証制度委員会委員長

殿

会員団体の長

浄化槽機能保証制度の別紙保証申立書に基づき、審査の結果、「修補対象・修補対象外」と判定し、報告致します。

1. 審査基準該当項目

2. 審査に対する所見

3. 審査判定後の対応

修補対象外通知	通知年月日	不服申立有無
修補対象通知	通知年月日	適正工事確認書・確約書・証明書提出確認
		補助外工事は別途証拠図書（写真等）確認

様式第 6－1 号

修補対象外通知書

年 月 日

保証申立者

殿

会員団体の長

貴殿よりの保証申立書に基づき、審査の結果、下記の理由により修補対象外という結論になりましたので、通知致します。

1. 理由

別紙 事務的事前審査報告書を参照して下さい。

様式第 6－2 号

修補対象外通知書

年 月 日

保証申立者

殿

会員団体の長

貴殿よりの保証申立書に基づき、審査の結果、下記の理由により修補対象外という結論になりましたので、通知致します。

1. 理由

別紙 地方審査委員会審査報告書を参照して下さい。

平成 年 月 日

原因者 殿

会員団体の長

修 補 指 示 書

(該当する内容の□に✓)

- ☐ 浄化槽機能保証制度規約第 1 7 条第 4 項に基づき、
☐ 浄化槽機能保証制度規約第 1 9 条第 3 項に基づき、
機能異常の原因者が特定したので、下記の正常化のために講ずべき措置を指示します。

記

原 因 者	
原因者所在地	
設 置 場 所	
設 置 者	
保証登録番号	
措 置 の 内 容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

会員団体の長 殿

平成 年 月 日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

会長

修 補 指 示 書

浄化槽機能保証制度規約第 19 条第 3 項に基づき、機能異常の原因者が特定したので、下記の正常化のために講ずべき措置を指示します。

記

原 因 者	
原因者所在地	
設 置 場 所	
設 置 者	
保証登録番号	
措 置 の 内 容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

平成 年 月 日

保証申立者

殿

会員団体の長

修 補 決 定 通 知 書

(該当する内容の□に✓)

- ☐ 浄化槽機能保証制度規約第 1 7 条第 1 項・同条第 6 項に基づく申立及び
地方審査委員会の審査の結果、
- ☐ 浄化槽機能保証制度規約第 1 7 条第 9 項・第 1 9 条第 4 項に基づく申立及び
中央審査委員会の審査の結果、
- 機能保証制度事業運営特定資産により修補を行うことを、下記の通り決定致しました。
- 記

設 置 場 所	
設 置 者	
保 証 登 録 番 号	
保 証 決 定 理 由	1. 当該浄化槽の機能異常の原因者を特定することが困難である。 2. 当該浄化槽の機能異常の原因者に負担を求めることが著しく困難である。
実施すべき修補 の 内 容	
機能保証制度事業 運営特定資産 の支出決定額	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

会員団体の長 殿

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会長

修 補 決 定 通 知 書

浄化槽機能保証制度規約第 1 7 条第 9 項の規定に基づく申立てについては、中央保証制度審査委員会の審査の結果機能保証制度事業運営特定資産により修補を行うことを、下記の通り決定致しましたので、規約第 1 9 条第 4 項の規定に基づき通知致します。

記

設 置 場 所	
設 置 者	
保 証 登 録 番 号	
保 証 決 定 理 由	1．当該浄化槽の機能異常の原因者を特定することが困難である。 2．当該浄化槽の機能異常の原因者に負担を求めることが著しく困難である。
実施すべき修補 の 内 容	
機能保証制度事業運営特定資産 の支出決定額	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

会員団体の長 殿

修補業者名 印

修 補 完 了 報 告 書

浄化槽機能保証制度に基づき、貴職から指示のあった浄化槽の修補を、以下の通り実施いたしましたので報告します。

市 町 村 名	
設 置 者	
設 置 場 所	
保 証 登 録 番 号	
修 補 業 者 住 所	
修 補 内 容	
添 付 書 類	修補工事が明確な工事写真

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
機能保証制度委員会委員長 殿

会員団体の長 印

修 補 完 了 報 告 書

浄化槽機能保証制度に基づき、貴職から指示のあった浄化槽の修補を、以下の通り実施いたしましたので報告します。

市 町 村 名	
設 置 者	
設 置 場 所	
保 証 登 録 番 号	
修 補 業 者 住 所 ・ 氏 名	
修 補 内 容	
添 付 書 類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第10号

適正工事確認書

会員団体の長 殿

下記の浄化槽機能保証制度による修補工事につきまして、適正工事を施工しましたことを確認致します。

記

平成 年 月 日 修補決定通知

平成 年 月 日 修補完了報告

平成 年 月 日

確認者

会社名

印

浄化槽工事業登録番号

氏 名

住 所

様式第 1 1 号

適正工事確約書

会員団体の長 殿

下記の浄化槽機能保証制度による修補工事につきまして、適正工事を施工しましたことを確約致します。

記

平成 年 月 日 修補決定通知

平成 年 月 日 修補完了報告

平成 年 月 日

確約者（浄化槽設備士）

氏 名

印

浄化槽設備士免状番号

住 所

修 補 確 認 台 帳

受 付 番 号	受 付 年 月 日	確 認 者	設 置 場 所	設 置 者 氏 名	修 補 業 者 氏 名	人 槽	確 認 年 月 日	保 証 登 録 番 号	修 補 の 概 要

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 4 とする。

不 服 申 立 書

会員団体の長

殿

この度、浄化槽機能保証制度に基づき、下記浄化槽の修補状況についての指摘をいただきましたが、指摘内容について以下の理由により不服申立てをいたします。

〔申立者〕

申 立 年 月 日	平成 年 月 日
申 立 者	氏 名 住 所 電 話

〔申立内容〕

設 置 場 所	
設 置 者 氏 名	
保 証 登 録 番 号	
使用開始年月日	平成 年 月 日
不 服 の 理 由	
別添資料記載欄	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

審 査 申 立 書

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会会長 殿

会員団体の長



浄化槽機能保証制度に基づき、下記の浄化槽の機能異常について、全浄連による審査の申立てをいたします。

〔審査申立内容〕

設 置 場 所				
設 置 者 氏 名				
工 事 業 者 名				
浄 化 槽	全浄協登録番号		処理対象人員	人槽
	製造業者			
使用開始年月日		平成 年 月 日		
保証登録番号				
保証登録確認年月日		平成 年 月 日		
検 査 機 関				
全 浄 連 審 査 申 立 の 理 由				
添 付 書 類		施行細則第 1 1 条に基づく添付書類		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別表 1 免責事項（規約第 5 条・施行細則第 2 条関係）

- 1 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の瑕疵による場合
- 2 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- 3 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- 4 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- 5 保証登録浄化槽の瑕疵によらない自然の消耗・摩滅・さび・かび・変質・変色その他類似の事由による場合
- 6 保証登録浄化槽の設置者の指図に対し浄化槽工事業者がその不適当なことを指摘したにもかかわらず設置者が採用させた施工方法若しくは資材に瑕疵があった場合

表面
別表 2
別表 3

保証登録申請書

コンピュータ入力用

※全 浄 連 保 証 登 録 番 号											
					—				—		

【保証登録申請日】

【申請者】

【申請内容】

市 町 村	名 称	
浄 化 槽	全浄協登録番号	

--	--

人槽		人槽
----	--	----

使用開始	平成	年	月	日
------	----	---	---	---

【登録確認】

※登 録 確 認 年 月 日	平成	年	月	日
----------------	----	---	---	---

別表 4

平成 年 月 日

〇〇法人 〇〇県浄化槽協会 御中

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

登 録 受 理 通 知

標記について、機能保証制度規約施行細則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり通知致します。

記

1. 保証登録受理年月 平成〇〇年〇〇月分

2. 保証登録受理件数 〇〇〇件

以上

事務的審査基準

規約第17-1項
細則11条2項(別表5-1)

事務的審査					
1	保証申立書				
	補助対象外工事は適正工事を証する写真図書の添付	添付確認			
	倒産等はその状況を示す書類添付	添付確認			
	補助対象工事は適正工事を証する写真図書の添付不要	確認不要			
2	事務的事前審査				
2-1	全浄協登録浄化槽確認	○	○	○	どれかが該当
2-2	全浄連保証登録浄化槽確認	○	○	○	
2-3	全浄連保証期間確認	○	○	○	
2-4	法定検査不適事項確認	○	○	×	
2-5	保守点検記録票不適事項確認	○	×	○	
2-6	建築物・施設の用途変更有無確認	○	○	○	
2-7	設計上等浄化槽規模の確認	○	○	○	
2-8	維持管理上の作業等業務不適有無確認	○	○	○	
		全て	7項目	7項目	
3	事務的判定	修補対象			対象外
4	事務的審査結果の会員団体長への報告(審査報告書規約第17-1)	○			○
5	会員団体長より修補対象外通知(修補対象外通知規約17-1細則11条3項)				通知
6	会員団体長より審査委員会付託(規約17-1細則11条2項)	地方審査委員会へ付託			

地方審査委員会審査基準

規約第17条2項

細則第10条2項(別表5-2)

- 1 機能保証制度における保証申立がなされ、事務的事前審査が「審査対象」(様式5-1による)として判定された案件について、以下の審査項目により審査する
- 2 審査にあたり、共通項目は次による

審査項目	PL法	対象外
施工後構造物等が設置され機能障害が生じたもの		○
地震等自然災害によるもの		○
維持管理作業によるものと認められる場合		○
製造上の欠陥	確認	○

PL法(製造物責任法)

(1) 設計の欠陥

(2) 製造上の欠陥

①不良材料・部品の使用

②検査ミス等による不良品の出荷

③製造段階での品質管理不足

④その他製造上の過失

審査欄「PL法」は製造メーカーへの上記(1)(2)の欠陥確認を示す

製造メーカーでは、保証期間として一般的に駆動部は1年、槽本体は3～5年(メーカーによる)である

3 審査分類

分類や項目は法定検査(11条)における不適項目に準じてあり、重要度は法定検査不適判定に対する判断度を示す

- 1 設置状況によるもの
- 2 設備の稼働状況によるもの
- 3 水の流れ方の状況によるもの
- 4 使用の状況によるもの

4 地方審査委員会保証申立書添付書類

- 1 設置整備事業(補助事業)以外の案件については、適正工事を証する図書類(工事写真、図面等)
- 2 設置整備事業(補助事業)の案件については、修補対象審査決定後工事確約書(担当設備士)・確認書(施工業者代表者)及び市町村検査済証明又は各単組長証明書

「地方審査委員会審査基準」における審査分類表(整理番号追記分)

規約第17条2項、細則第10条2項(別表5-2)

1. 設置状況によるもの

項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	PL法	対象外
槽の水平、浮上または沈下 破損または変形等の状況	1	①水平の状況	水平の狂いが認められる	原則として、水準目安線が設けられている単位装置でチェックする。	A		
	2	②浮上または沈下の状況	浮上または沈下が認められる		A		
	3	③破損または変形の状況	破損または変形が認められる	槽本体部分の破損または変形の有無を確認する。 内部設備は、「内部設備の固定状況」の項目	A	確認	
漏水の状況	4	①漏水の状況	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。	A	確認	
	5	②溢流の状況	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への溢水をチェックする。	A	確認	
浄化槽上部の状況	6	①上部スラブの打設の有無	スラブの打設がない		C		○
	7	②嵩上げの状況	小型：嵩上げ高が30cmを超えている。	小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視	A		○
	8	③上部スラブの損傷	構築物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らか	施工後構造物等により生じたもの			○
	9	④浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	構築物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らか	浄化槽上部、周辺及びビッド構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無	A	確認	
雨水、土砂等の槽内への流入状況	10	①雨水の流入状況	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中の弁の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合	A		○
	11	②土砂の流入状況	土砂の著しい流入が認められる。		B		
	12	③その他の特殊な排水の流入状況	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中で、屋外の給水栓の排水管、入水槽の水抜管(オーバーフロー管)、病院の場合、臨床検査室、手術室および人工透析室の排水管などの接合異臭、汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、水質検査などで異常が認められた場合	A		
内部設備の固定状況	13	①スクリーン設備の固定状況	スクリーン設備やし渣受けカゴが欠落、固定不良が認めらる		B	確認	
	14	②ポンプ設備の固定状況	ポンプ設備の固定不良	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及びバルブを含む	A	確認	
	15	③接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等がある		A	確認	
	16	④ばっ気装置の固定状況	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	A	確認	
	17	⑤攪拌装置の固定状況	攪拌装置の欠落、破損、固定不良	A:凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱室槽等の攪拌装置の場合 B:流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合	A, B	確認	
	18	⑥汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定不良	汚泥返送装置又は汚泥移送装置には、エアリフトポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	A	確認	
	19	⑦循環装置の固定状況	循環装置の欠落、破損、固定不良	分水計量装置及び循環用ポンプは、この項目に準ずる	A	確認	
	20	⑧逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良		A	確認	
	21	⑨膜モジュールの固定状況	膜モジュールの欠落、破損、固定不良	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況の項目に準じてチェックする。	A	確認	
	22	⑩消毒設備の固定状況	消毒装置の欠落、破損、固定不良		A	確認	
	23	⑪越流せきの固定状況	越流せきの欠落、水平の狂い、破損、変形		A	確認	
	24	⑫隔壁、仕切板及びK流管	破損又は著しい変形		A	確認	
	25	⑬その他の内部設備の固定状況	固定不良、欠落、破損	本固定状況の中には、流量調整槽の分水計量装置、計測機器、警報装置、制御盤、操作ラベルの等の固定状況のチェックを含む。 A:流量調整槽の分水計量装置、集水装置、計測機器操作ラベルの場合 B:A以外の場合	A, B	確認	
設置に係るその他の状況	26	①設置場所の状況	処理機能上あるいは維持管理上、不適切な場所に設置されている。	雨水が停滞しやすい又は通気性が悪い場所での設置により、処理機能へ影響を及ぼすことがある。	A		○
	27	②流入管渠及び放流管渠の設置状況	流入管渠又は放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水の逆流		A		○
	28	③送風機の設置状況	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	送風機本体から槽本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェックを含む。ただし、アースの不必要なものもある。 A:送風機の未設置の場合 B:A以外の場合	A, B		○

2. 設備の稼働状況

項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	PL法	対象外
ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	29	①ポンプの稼働状況	揚水能力の不足、故障等	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及びバルブ	B	確認	
	30	②送風機の稼働状況	送風量の不足、故障等		B	確認	○
	31	③駆動装置の稼働状況	故障、破損等	駆動装置とは、スクリーンの自動掻き揚げ機、破砕機等を含む。	B	確認	○
ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	32	①ばっ気装置の稼働状況	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損等	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	B	確認	
	33	②攪拌装置の稼働状況	攪拌装置の能力不足、故障等		B	確認	
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	34	①汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	汚泥返送装置又は汚泥移送装置、返送用又は移送用送風機等の故障、調整不能、設定不良	汚泥返送管又は汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B	確認	
	35	②循環装置の稼働状況	循環装置の故障、調整不能、設定不良	循環装置とは、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は①の部分でチェックする。分水計量装置、循環ポンプについてはこの項目に準じてチェックする	B	確認	
	36	③逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	逆洗装置又は洗浄装置の故障、調整不能		B	確認	
膜モジュールの稼働状況	37	①膜モジュールの稼働状況	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水位の著しい上昇、透過水の懸濁等	主として透過水量、水質からチェックする。	B		○
制御装置及び調整装置の稼働状況	38	①制御装置の稼働状況	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障が認められる	制御装置については、シーケンス、タイマー、水位センサー等の設定状況をチェックする。	B		○
	39	②調整装置の稼働状況	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。	B		○
生物膜又は活性汚泥の状況	40	①生物膜の状況	生物膜の未生化、肥厚化、はく離等	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。	B		○
	41	②活性汚泥の状況	活性汚泥の未生化、活性汚泥量の著しい増加等	活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。 膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲をチェックする。			○
			膜分離槽においては、適正な範囲を超えない。適正な濃度範囲とは、MLSS3,000～15,000mg/ℓを目安とする。		B		○
設備の稼働に係るその他の状況	42	①その他の設備の稼働状況	換気設備、照明設備、3次処理装置等に著しい不良	3次処理装置とは、浄化槽設置届等が提出されているものをさす。消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。	B		○

3. 水の流れ方の状況

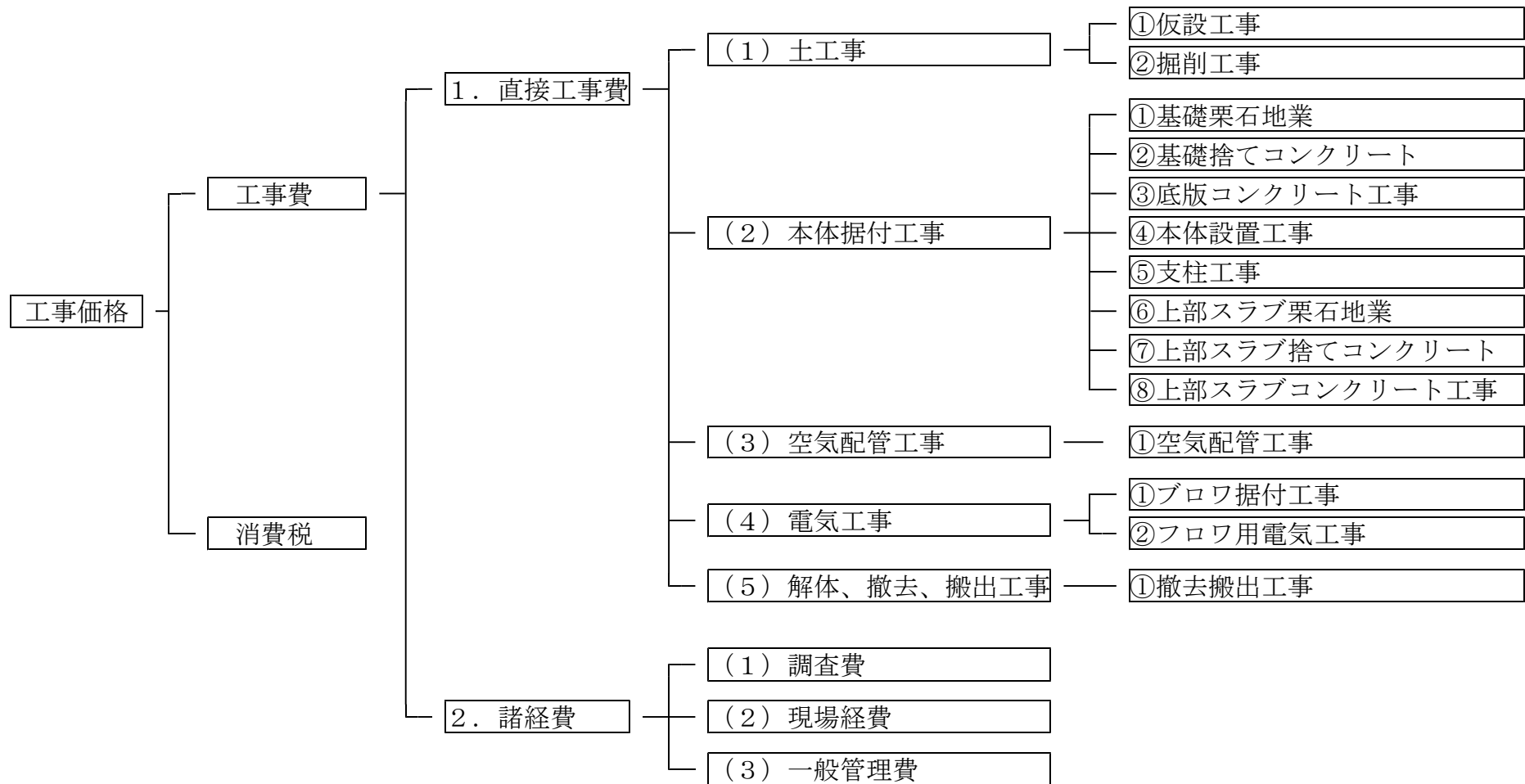
項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	PL法	対象外
管渠、井及び各単位装置間の水流の状況	43	①流入管渠(路)の水流の状況	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	流入管渠には、油脂分離槽を含む。	B		○
	44	②放流管渠(路)の水流の状況	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置浸透装置の不良が認められる。	放流管渠には、蒸発散装置や浸透装置を含む。	B		○
	45	③各単位装置間の水流の状況	移流管の閉塞又は破損、隔壁の破損又は変形		B	確認	
越流せきにおける越流状況	46	①越流せきにおける越流状況	著しく不均等な越流	集水といける水の流れ方を含む。	B	確認	
各単位装置内の水位及び水流の状況	47	①原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	レベルスイッチの設定不良又は異常物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められる		B		○
	48	②流量調整槽の水位及び水流の状況	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動等による水位の著しい上昇、攪拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認められる	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B		○
	49	③嫌気ろ床槽の水位の状況	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバーフローが認められる	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置については、この項目に準じてチェックする。	B	確認	
	50	④ばっ気槽の水位及び水流の状況	ばっ気装置の不良が認められる	脱窒槽、硬化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	B	確認	
	51	⑤接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	水位の上昇や攪拌不良等が認められる	脱窒用接触槽、硬化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。	B	確認	
	52	⑥生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	水位の上昇や攪拌不良等が認められる		B	確認	
	53	⑦沈殿槽の水位及び水流の状況	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められる	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B	確認	
	54	⑧その他の単位装置の水位及び水流の状況	水位及び水流の異常が認められる	ろ材を充填しないで固液分離機能を有する単位装置、凝集槽については、この項目に準じてチェックする。	B		○
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	55	①原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められる		B		○
	56	②流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められる	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B		○
	57	③腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。	固液分離機能を有する一時処理装置については、この項目に準じてチェックする。	B		○
	58	④ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められる	脱窒槽、硬化槽、脱窒用接触槽、硬化用接触槽、再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	B		○
	59	⑤生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められる		B		○
	60	⑥沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B		○
	61	⑦消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A		○
	62	⑧消泡ポンプ槽及び水中プロウ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	砂ろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B		○
水の流れ方に係るその他の状況	63	⑨放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A		○
	64	⑩汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	脱離液に汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。 汚泥貯留槽においては、所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。		B		○
	65	①汚泥の流出状況	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	原則として、放流管渠の途中の最初の点検弁でチェックする。	A		○

4. 使用の状況

項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	PL法	対象外
特殊な排水等の流入状況	66	①油脂類の流入状況	油脂類の著しい流入が認められる		B		○
	67	②処理対象以外の排水の流入状況	特殊な排水の著しい流入が認められる	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。	B		○
異物の流入状況	68	①異物の流入状況	異物の著しい流入が認められる		B		○
使用に係るその他の状況	69	①流入汚水量、洗浄用水等の使用状況	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多又は過小が認められる	A: 流入汚水量の過多の場合 B: その他の場合	A,B		○

別表6 修補積算基準

保証工事費 構成図



＜別途工事＞ 浄化槽本体価格 及び 以下の工事は別途工事とし、本工事費には含まないものとする。

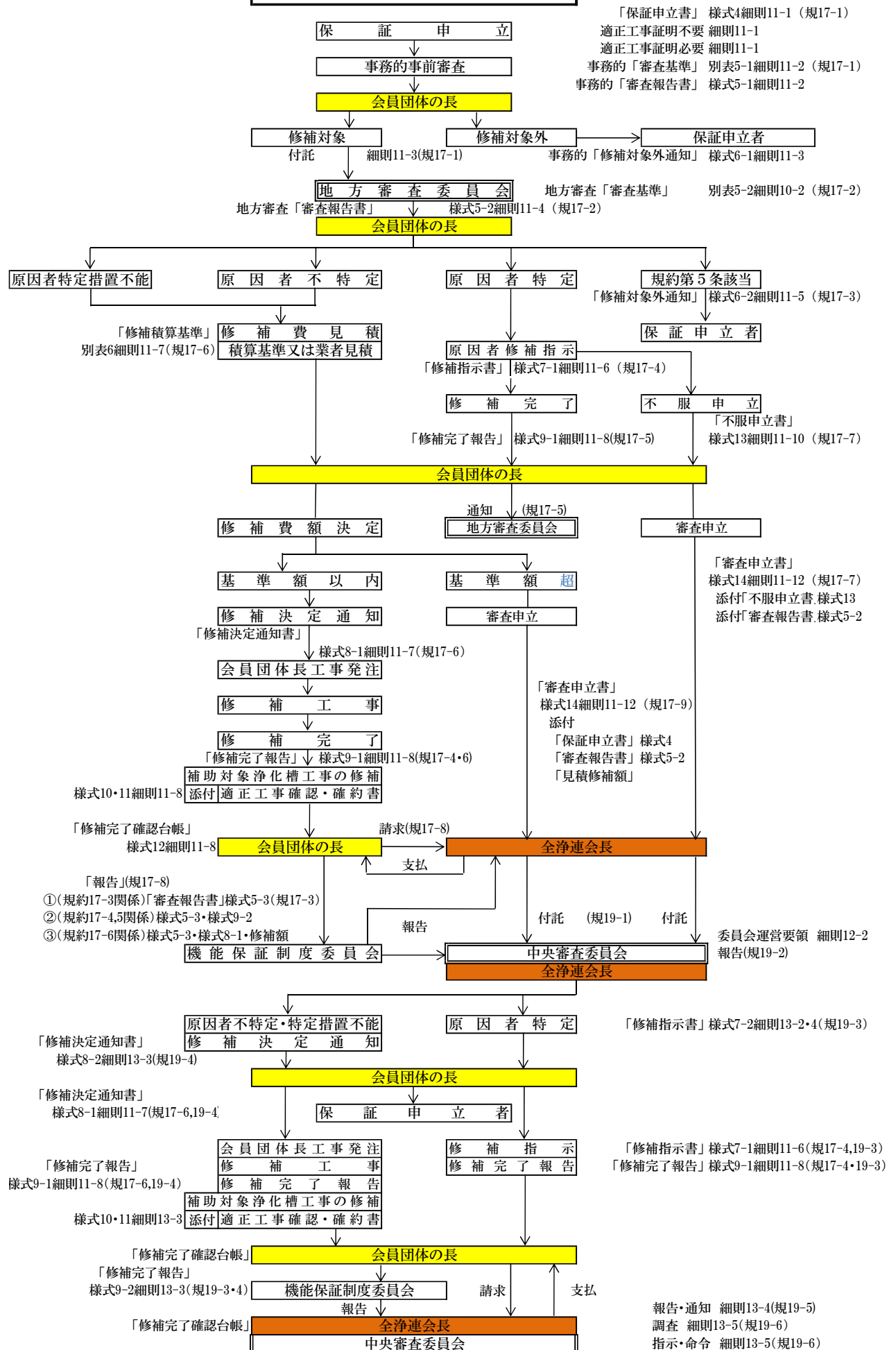
- ・特殊地盤時の水替え工事、浮上防止工事、岩盤掘削工事。
- ・流入配管工事、放流配管工事、勾配が十分とれないためのピット工事、原水ポンプ槽工事、放流ポンプ槽工事。
- ・浄化槽に特殊外圧がかかるときの補強工事、擁壁工事、山止め工事、杭地業工事、その他特殊条件の地域での工事。
- ・既設構造物・植栽等の移設・撤去工事、既設の便槽撤去及び汲み取り料金、既設排水管等の撤去工事、地下埋設物の移設・撤去工事。
- ・市町村等による特別指定条件のある工事。
- ・その他、凍結・積雪対策工事、地下室、地上設置工事、耐圧マンホール工事、臭突工事。

別表 7 循環型社会形成推進交付金交付要綱

1 区分	2 基準額		3 対象経費
浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
	(千円)	(千円)	
	(1) 5人槽	837×基数	882×基数
	(2) 6～7人槽	1,043×基数	1,104×基数
	(3) 8～10人槽	1,375×基数	1,495×基数
	(4) 11～15人槽	2,039×基数	2,191×基数
	(5) 16～20人槽	2,786×基数	2,937×基数
	(6) 21～25人槽	3,332×基数	3,491×基数
	(7) 26～30人槽	4,066×基数	4,271×基数
	(8) 31～40人槽	4,521×基数	4,743×基数
	(9) 41～50人槽	5,737×基数	5,993×基数
変則浄化槽	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額	× 基数
	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	
	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額	
	(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又変則合併浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
	(人槽)	(千円)	
	(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数
	(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数
	(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数
	(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数
	(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数
	(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数
	(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数
	(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数
	(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額	× 基数
	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	
	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額	
	(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		

参考資料

機能保証制度審査等フローシート



浄化槽機能保証制度関係規程

平成 5 年 6 月 1 1 日	初版発行
平成 9 年 1 0 月 1 5 日	改訂版発行
平成 1 4 年 1 2 月 1 5 日	三訂版発行
平成 2 0 年 7 月 3 1 日	四訂版発行
平成 2 2 年 6 月 3 0 日	五訂版発行
平成 2 3 年 4 月 1 日	六訂版発行
平成 2 5 年 1 0 月 1 日	七訂版発行

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
東京都新宿区市ヶ谷八幡町 1 3
東京洋服会館 7 F
TEL 03(3267)9757 FAX 03(3267)9789

北海道浄化槽協会関係

北海道浄化槽機能保証制度規約

(目的)

第1条 この北海道浄化槽機能保証制度規約（以下「北海道規約」という）は、浄化槽機能保証制度規約（以下「全浄連規約」という。）第24条に基づき、公益社団法人北海道浄化槽協会（以下「この法人」という。）が必要に応じた措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する北海道民の信頼を確保することを目的とする。

(制度の名称)

第2条 前条の制度の名称は、北海道浄化槽機能保証制度(以下「北海道保証制度」という。)とする。

(北海道保証制度の実施主体)

第3条 北海道保証制度は、この法人が実施するものとする。

(北海道保証制度による保証の期間)

第4条 北海道保証制度による保証は、平成25年9月30日までにこの制度に登録された浄化槽とし、その期間は、従前の全浄連規約の保証期間（5年間）終了後の2年間とする。

(北海道保証登録関係)

第5条 申請等、登録に関係する取扱いについては、全浄連規約により定めるものを準用する。

(北海道保証準備資金の設置)

第6条 全浄連規約第6条に規定する措置を準用し、原因者が特定できない場合及び申請者による費用の負担が著しく困難な場合に講じられる措置に要する費用並びに保証制度の運営に要する費用の支払に充てるため、この法人に北海道保証準備資金を設ける。

(北海道保証準備資金の造成)

第7条 北海道保証準備資金は、別に定める保証業務手数料の一部及びこの法人の出捐等により造成する。

(北海道保証の業務)

第8条 この法人の会長は、この北海道規約に基づく保証の申立てがあった場合には、全浄連規約第10条に基づき設置される北海道地方保証制度審査委員会を準用し、付託す

るものとする。

- 2 北海道地方保証制度審査委員会は、前項の申立てについて必要な審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 会長は、前項の報告に基づき、原因者が特定でき、かつ当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置を講じ得ると判定する場合は、当該原因者により必要な措置が講じられるよう当該原因者に対し、指示するものとする。
- 4 会長は、原因者が特定できないと判定する場合又は申請者により措置を講ずることが著しく困難であると判定された場合は、当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置が講じられるよう北海道保証準備資金の支出決定額とともに修補工事を依頼するものとする。
- 5 前項による北海道保証準備資金支出限度額は、別に定める。

(北海道規約の変更手続き)

第9条 この北海道規約を変更する場合は、この法人の理事会の議決を経るものとする。

(その他)

第10条 その他この細則に定めのない事項については、全浄連規約もしくは全浄連規約施行細則等を準用する。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行し、施行の日から平成18年3月31日までに保証登録された浄化槽について適用する。
- 2 本北海道規約が施行される以前に全浄連規約に基づき保証登録された保証対象の浄化槽（平成13年4月1日以降に登録申請されたもの）について、引き続き北海道規約を適用できるものとする。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行し、施行の日から平成20年3月31日までに保証登録された浄化槽に適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行し、施行の日から平成22年3月31日までに保証登録された浄化槽に適用する。また、平成20年3月31日現在全浄連規約に基づき登録されている浄化槽にも適用する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から平成 24 年 3 月 31 日までに保証登録された浄化槽に適用する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までに保証登録された浄化槽に適用する。

附 則

この規約は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。また、平成 25 年 10 月 1 日以降登録された浄化槽は、全浄連規約を適用し、保証期間 10 年間とする。

北海道浄化槽機能保証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽機能保証制度規約(以下「全浄連規約」という。)に基づき、公益社団法人北海道浄化槽協会(以下「この法人」という。)と一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)が行う浄化槽機能保証制度(以下「保証制度」という。)並びに北海道浄化槽機能保証制度規約(以下「北海道規約」という。)に基づき本会が行う北海道浄化槽機能保証制度(以下「北海道保証制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請等の事務)

第2条 北海道規約に基づく事務処理について、この要綱に定めのないものは、全浄連の浄化槽機能保証制度規約施行細則(以下「施行細則」という)を準用する。

(保証登録の申請)

第3条 本制度により保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は、別表1に定める保証登録手数料(全浄連規約第14条に定める保証登録料及びこの法人の保証業務手数料)を添えてこの法人に登録申請するものとする。

2 この法人の事務局は、申請書の記載事項を確認の上、4枚綴りの申請書類すべてに保証登録番号を記入・押印後、申請書を受理するとともに、保証登録証2枚(当該浄化槽工事業者用、市町村用)及び登録済証シール(別紙1)を申請者に、保証登録証1枚(設置者用)を設置者に交付するものとする。

3 申請者(工事業者)は、必要に応じて保証登録証(市町村用)を市町村に提出するとともに、登録済証シールを浄化槽周辺の見やすいところに貼付する。

4 この法人の事務局は、受理した申請書を整理して11年間保存するものとする。

(保証申立てへの対応)

第4条 全浄連規約に基づく保証の申立ては、施行細則第11条に基づき運用する。また、北海道規約に基づく保証の申立ては、施行細則第11条に基づき準用するが、同条第8項から第13項は適用しない。

2 この法人の会長は、この法人が修補すべきと認めた場合には、修補を行うことの出来る業者にその内容を告知し、修補工事を依頼するものとする。

3 前項の依頼を受けた業者は、会長の告知の内容に従い修補工事を完了させ、施行細則第11条第8項を準用し、修補完了報告書を会長に提出するものとする。

4 前項の報告書の提出を受けた会長は、当該保証対象浄化槽が修補されたことを確認し、その結果を、施行細則第11条第13項を準用し修補確認台帳に記載するものとする。

5 北海道規約第8条5項で定める額は、循環型社会形成推進交付金交付要綱別表4（市町村が浄化槽を整備するために必要な経費）に基づく基準額を上限とする。

（その他）

第5条 この要綱に定めのない事項については、この法人の会長が定めるものとする。

附則 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

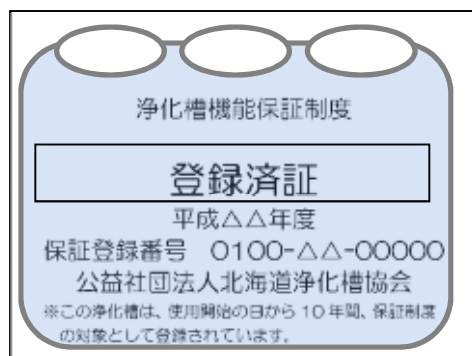
附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表1 （第3条第1項関係）

	浄化槽1基につき	内訳	
		保証登録料	保証業務手数料
保証登録 手数料	会員業者 3,800円	800円	3,000円
	一般業者 9,800円	800円	9,000円
	保証登録料：全浄連規約第14条による 保証業務手数料		

別紙1



参考 （第5条第5項関係 平成24年7月11日現在）

人槽	基準額
5	882,000円
6～7	1,104,000円
8～10	1,495,000円

※循環型社会形成推進交付金交付要綱別表4（市町村が浄化槽を整備するために必要な経費）より抜粋

北海道地方保証制度審査委員会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、浄化槽機能保証制度規約（以下「全浄連規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、公益社団法人北海道浄化槽協会（以下「この法人」という。）が設置する北海道地方保証制度審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人の長から付託された案件について、当該浄化槽の機能異常の原因者の特定、当該浄化槽の機能の正常化のために講ずべき措置の内容の検討等を行う。

(議案等の通知)

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(定足数)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(審査)

第5条 委員会が行う審査の内容は、付託された案件の状況に応じ、次のとおりとする。

- 一 この法人の事前の調査により、原因者が特定できなかった案件については、全浄連規約施行細則第11条第2項に定める審査基準を踏まえ、より専門的な立場から原因者の特定に努める。
- 二 この法人の事前の調査により原因者が当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置を講ずることが著しく困難であると判断された案件については、当該原因者の資産の状況等の把握に努め、この法人の事前の調査による判断の妥当性を審査する。
- 三 この法人の事前の調査により原因者と考えられる者から異議が唱えられた案件については、この法人の事前の調査の内容と当該異議の内容を比較検討しこの法人、の事前の調査による判断の妥当性を調査する。
- 四 前3号の審査にあたっては、これとあわせて当該浄化槽の機能の正常化のために講ずべき措置の内容について審査する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

附則 この要領は、平成２０年１０月１日から施行する。

附則 この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附則 この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。

北 浄 協 第 3 9 号
平成 2 5 年 9 月 2 7 日

浄化槽行政担当部局長 様
公益社団法人北海道浄化槽協会会員 様
浄化槽工事業者 様
各関係者 様

公益社団法人北海道浄化槽協会
会 長 丹 羽 道 正

浄化槽機能保証制度の一部改正について

日ごろから当協会事業及び機能保証制度の運営にあたりましては、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度の規約が改正されましたことを踏まえ、当協会の北海道機能保証制度規約を改正し、次のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

記

1 主な改正内容

(1) 当協会の保証期間

(改正前) 7年 (全浄連の5年に、当協会の2年を加えた期間)

(改正後) 10年 (改正された全浄連の10年の保証期間内で対応)

※裏面のリーフレットを参照してください。

(2) 保証の額の上限を設定

環境省循環型社会推進交付金交付要綱の「2 基準額」に定められた額を上限とする。

2 新制度の適用

平成25年10月1日以降に登録された浄化槽に適用する。

3 登録申請書・保証登録証の取扱い

保証登録申請書（複写式）については、当面、旧様式を使用可能とする。

なお、その場合、旧様式の保証登録証の裏面「2. 保証期間」の「5年」は「10年」と読み替えることとする。

以上

浄化槽機能保証制度の一部変更について

平成 25 年 10 月 1 日より、浄化槽機能保証制度について、次のとおり変更となります。

1 保証期間が 10 年になります

これまで（平成 25 年 9 月 30 日まで登録分）	今後（平成 25 年 10 月 1 日以降登録分）
○全浄連 使用開始の日から 5 年間 ○北海道 全浄連規約による保証期間終了後の 2 年間 → 合 計 7 年 間	○全浄連 使用開始の日から 1 0 年 間 ※北海道における期間延長はありません。

保証期間適用の概要

（１）平成 25 年 9 月 30 日までに登録された浄化槽

使用開始日（例）	H25.10.1	H27.10.1	H29.10.1	H31.10.1	H33.10.1	H35.10.1
H25.9.20		← 全浄連 5 年 →		← 北海道 2 年 →		
H25.10.10		← 全浄連 5 年 →		← 北海道 2 年 →		

【工事業者】北海道浄化槽機能保証制度「登録済証」（シール）の貼り付け（浄化槽付近）

【協 会】全浄連「保証登録証」及び北海道浄化槽機能保証制度「保証登録証」の発行（浄化槽管理者へ直送）

（２）平成 25 年 10 月 1 日以降に登録された浄化槽

使用開始日（例）	H25.10.1	H27.10.1	H29.10.1	H31.10.1	H33.10.1	H35.10.1
H25.9.20		← 全浄連 10 年 →				
H25.10.10		← 全浄連 10 年 →				

【工事業者】全浄連保証登録を示すシール貼り付け（浄化槽付近）

【協 会】全浄連「保証登録証」の送付（浄化槽管理者へ）

2 保証登録申請書の様式が変わります（平成 25 年度以降順次）

保証登録申請書の記入事項については変更ありませんが、新しい規約により様式変更があります。なお、当面旧様式もご使用いただけます。

お問い合わせは、 公益社団法人北海道浄化槽協会
総務部 011-823-4755

参考資料

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領

(目 的)

第1条 本要領は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）において行う浄化槽登録制度の浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業等の対象となる浄化槽の登録（以下「登録」という。）を行う制度をいう。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領に基づく登録の対象となる浄化槽は、浄化槽法第13条の規定による型式の認定（以下「型式認定」という。）を受けた浄化槽であって、処理対象人員が50人以下であるものとする。

（以下省略）

浄化槽登録要領施行細則

(目 的)

第1条 本細則は、浄化槽整備事業等に係る浄化槽登録要領（以下「登録要領」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 登録要領第2条に定める適用範囲は、当面、処理対象人員が10人以下の浄化槽に限るものとする。

（以下省略）

各都道府県浄化槽行政担当部（局）長殿

厚生省生活衛生局水道環境部
環境整備課浄化槽対策室長

小型合併処理浄化槽機能保証制度の活用について

浄化槽行政の推進については、かねてより御高配を賜っているところである。

さて、合併処理浄化槽は、地域における有効な生活排水処理施設であるとの認識のもと、地域住民の強い要望をうけて、各市町村において本格的な設置整備が図られているところである。これは合併処理浄化槽が、下水道と並ぶ恒久的な生活排水処理施設であることが理解されつつあることによるものと考えられる。

このような合併処理浄化槽も、適正な製造、設置及び維持管理が行われてはじめてその本来の機能を発揮し、地域の生活環境保全に資するものであることから、既に「合併処理浄化槽設置整備事業の推進について（昭和63年9月12日付け各都道府県知事宛水道環境部長通知）」及び「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成元年2月8日付け各都道府県浄化槽行政担当部局長宛浄化槽対策室長通知）」により、国庫補助事業の実施にあたり必要な措置についてお願いしているところである。

一方、合併処理浄化槽は、設置者が主として一般住民であり、また、その製造、設置及び維持管理にあたり浄化槽業界が大きな役割を果たしていることから、浄化槽に対する信頼を確保する上でこれらの関係者の社会的な自覚と役割が極めて重要である。

このため、厚生省では、「合併処理浄化槽設置整備事業の推進と浄化槽業界への要請（昭和63年9月16日付け浄化槽関係団体等宛浄化槽対策室長通知）」により、特に法定検査の結果適正でないとされた合併処理浄化槽について、指定検査機関、行政機関と浄化槽業界団体の協力により原因を究明すること、原因者が明らかな場合は、その者の負担において速やかに改善するよう浄化槽業界団体が会員を指導すること、原因者が不明な場合は、浄化槽業界団体の責任において速やかに改善措置をとること等について要請を行ったところである。

④全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）においては、厚生省のこのような要請を受け、合併処理浄化槽の機能について、施工業者、製造業者等の立場で一定の保証を行う制度が検討され、その結果、合併処理浄化槽設置整備事業により設置される合併処理浄化槽を対象とする標記の制度が、この7月1日から実施されることとなり、平成5年6月11日付け「小型合併処理浄化槽機能保証制度の実施について」により、全浄連会長から当職宛協力依頼が行われたところである。

厚生省としても、本制度による機能保証は、合併処理浄化槽に対する設置者及び市町村の信頼を確保する上で有効であり、また、今後の合併処理浄化槽設置整備事業の一層の推進に役立つものと考えているので、各都道府県におかれては、本制度の趣旨及び内容を十分御理解いただくとともに、本制度が適切かつ円滑に実施され、積極的に活用されることにより所期の目的が達成されるよう、各都道府県浄化槽協会等に対する指導、助言及び支援方よろしく願います。

また、合併処理浄化槽設置整備事業を実施する貴管下市町村に対しては、本制度の趣旨の徹底及び指導をあわせてお願いする。

平成12年 3月24日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長殿

厚生省生活衛生局水道環境部

環境整備課浄化槽対策室長

小型合併処理浄化槽の機能保証制度について

浄化槽行政の推進については、かねてよりご高配をいただいているところである。

さて、合併処理浄化槽は、適正に製造・設置及び維持管理がされてはじめて所期の機能が発揮されるものである。

そのため、合併処理浄化槽に機能異常が生じた場合、原因者が明らかな場合は、その者の負担において、原因者が不明な場合は、浄化槽業界団体の責任において、速やかに改善措置を講じることが合併処理浄化槽に対する設置者及び市町村の信頼を確保する上で有効である。

小型合併処理浄化槽の機能保証制度は、このような趣旨から、平成5年度に(財)全国浄化槽団体連合会により創設されたものであり、厚生省においても、本制度の積極的な活用等を図ってきたところである。本制度については、既に関係者に広く周知され、制度としてほぼ定着してきたこと等から、平成9年度から補助対象となる合併処理浄化槽の要件から除外する一方、合併処理浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対しては、引き続き本制度の趣旨の徹底及び指導をお願いするとともに、毎年開催している全国厚生関係部局長会議等で、市町村における積極的な活用について御協力をお願いしているところである。

このように、本制度は、今後の合併処理浄化槽の一層の整備推進の上で重要なものであり、各都道府県におかれては、改めて本制度の趣旨及び内容を十分ご理解頂くとともに、再度、貴管下市町村においては、積極的に活用されるよう引き続きご協力をお願いする。

なお、平成12年度合併処理浄化槽設置整備事業の内示においては、機能保証制度の活用が低調な市町村のうち、特に利用率の著しい低い市町村に対しては、優先配分に相当する額を留保して内示額としたところであるが、今後においては、国庫補助の優先配分にあって十分考慮して参りたいと考えているので、貴管下市町村への周知方よろしく願う。

平成15年 2月14日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課浄化槽推進室長

小型合併処理浄化槽の機能保証制度について

浄化槽行政の推進については、かねてよりご高配をいただいているところである。

さて、浄化槽は、適正に製造、設置及び維持管理が行われてはじめてその本来の機能が発揮されるものである。

このため、浄化槽に機能異常が生じた場合に、原因者が明らかな場合は、その者の負担において、原因者が不明な場合は、浄化槽業界団体の責任において速やかに改善措置をとることが、浄化槽に対する設置者及び市町村の信頼を確保

する上で有効である。小型合併処理浄化槽の機能保証制度は、このような趣旨から、平成5年度に(財)全国浄化槽団体連合会により創設されたものであり、環境省（前厚生省）においても、本制度の積極的な活用等を推進してきたところである。

今般、平成14年10月に地方保証制度審査会への事務委任等制度の見直しが行われたところであり、各都道府県におかれては、本制度の趣旨及び内容を十分御理解頂くとともに、再度、貴管下市町村において本制度の活用について、引き続き御協力、御指導方お願いする。

